名地企発第４１８号
令和８年１１月１３日

行政文書不開示決定通知書

弁護士
山　中　理　司　　様

名古屋地方検察庁検事正　　林　　享　男

令和８年１０月２９日受付(受付８号)で開示請求のあった行政文書の開示については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律９条２項の規定により、下記のとおり開示をしない旨の決定をしたので、通知します。

記

１　不開示決定した行政文書の名称（請求する行政文書の名称）
　名古屋地検が作成した、司法修習生の指導担当検察官に交付している指導マニュアルその他の説明文書（最新版）

２　不開示とした理由
　本件開示請求に係る行政文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないため。

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成２６年法律第６８号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、検事総長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。
　また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所、名古屋地方裁判所又は行政事件訴訟法第１２条第４項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)。
　ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から６か月以内に提起することができます（なお、裁決の日から１年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)。

＊　担当課等
名古屋地方検察庁総務部企画調査課情報公開窓口
電話：０５２－９５１－１４８１（内２５４４）